

役員及び評議員に対する報酬等に関する規程

社会福祉法人 あおば会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおば会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条の定めによる評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び常勤監事とうい。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対して、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 当法人は、監事に対して、監査等出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。
- 3 第1項に拘わらず、常勤理事については、常時職務に従事することに鑑み、月額にて報酬を付加して支払うことができる。

(報酬の額の算定)

第4条 当法人の理事の各年度の報酬は一人当たり6万円以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

- 2 当法人の監事の各年度の総額は一人当たり8万円以内とし、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」及び別表2「監事の監査等出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 3 当法人の評議員の報酬総額は、定款第8条1項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3「評議員選任・解任委員の会議出席に係る報酬」に定める金額を支払うことができ

る。

- 5 常勤理事の報酬については、別表第4「常勤理事に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、現金により、会議への出席の都度、本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 理事会、評議員会及び監査等への出席、その他負担した交通費は、別表5の定めに従い支払う。

- 2 役員・評議員が負担した旅費・宿泊費等の費用については、当法人の旅費支給規程に従い支給する。
- 3 前項の費用については、請求のあった日から遅滞なく支払う。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程の変更は、令和2年11月29日より施行する。

別表 1

「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 10,000円

別表 2

「監事の監査等出席に係る報酬」

監査等への出席の都度、一人一律 10,000円評議員

別表 3

「評議員選任・解任委員の会議出席に係る報酬」

評議員選任・解任委員会への出席の都度、一人一律 10,000円

別表 4

「常勤理事に係る報酬」

月額総額 10万円以内において理事会の定める額

別表 5

「理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監査等への出席の交通費」

・ 10 km以内 2,000円

・ 10 km超 4,000円